

2.3 韓国における海洋ごみ関連の法律・規制等

韓国における海洋ごみ問題に関連した法令、規制の代表的なものとして、

- ・廃棄物管理法（1986年制定）
- ・海洋水産発展基本法（2002年5月13日制定 法律 第6700号）
- ・海洋環境管理法（2007年1月19日制定 法律 第8286号、2008年1月20日施行）

などがあり、その他、海洋環境保護に関する法律として「油汚染損害賠償保障法（1992年）」、「沿岸管理法（1999年）」、廃棄物に関する法律として「資源節約及び再利用促進関連法（1992年）」、「韓国資源再生公社法（1993年）」、「廃棄物処理施設推進及び地方住民支援法（1995年）」などもある。

(1) 廃棄物管理法

廃棄物管理法は、廃棄物の発生抑制と適正処理により、環境保全と国民生活の質的向上を図ることを目的として1986年に制定された。廃棄物の定義や分類など、廃棄物管理における全般的な事項について規定している。

廃棄物管理法の主な内容は以下のとおり。

① 廃棄物の定義

廃棄物管理法において、廃棄物とは、「ごみ、燃焼財、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体などで、人間の生活や事業活動に必要ではなくなった物質」と定義されており（廃棄物管理法第2条1項）、この規定から、ある物が廃棄物であるかどうかということについては、排出者の観点から定義されることになっている。つまり、排出者ではない第三者にとってそれが有用であるかどうかは関係なく、排出者の使用後、有償または無償で第三者に譲渡する場合でも、規定上は廃棄物として取り扱われるということである。

また、制定当初の廃棄物管理法では、“有害性”を基準に廃棄物を「一般廃棄物」と「特定廃棄物」に区分、管理していたが、1995年の改正により“発生源”という観点が追加され、以降、「生活廃棄物」と「事業場廃棄物」として区分、管理されるようになった。なお、生活廃棄物とは事業場廃棄物以外の廃棄物のことをいい、一般的に地方自治体にその処理責任があるとされる。一方、事業場廃棄物とは、大気環境保全法や水質環境保全法、または、騒音振動規制法により排出施設を設置・運営している事業場と、大統領令の定める事業場で発生する廃棄物のことをいう。事業場廃棄物のうち、有害な廃棄物については「指定廃棄物」に分類され、収集・運搬・保管及び処理に関する基準、方法が他の事業場廃棄物とは異なるとされている。

② 国家廃棄物管理総合計画

廃棄物管理法第8条に基づき、廃棄物管理の分野における長期計画として「国家廃棄物管理総合計画」が策定されており、現在、その第2次計画（対象期間：2002～2011年）が実施中である。

同計画は、環境政策基本法による「環境保全長期総合計画」の下位計画と位置づけられ、「持続可能な資源循環型の経済社会基盤の確立」という目標の達成に向け、廃棄物の最小化、廃棄物の資源化、廃棄物の安全管理、廃棄物管理の先進化、国際動向への対応という5つの分野で、新たな政策の策定及び執行が推進されている。

なお、第2次計画期間は、廃棄物管理における役割分担の見直し及び競争体制の構築（2002～2005年）、廃棄物管理インフラの構築及びその体制整備（2006～2008年）、21世紀の新たな廃棄物管理体制の本格的起動及び政策の診断（2009～2011年）といった3つの時期に分けられ、中期計画が立案・執行されている（表2.3-1）。

表 2.3-1 廃棄物管理における中・長期計画の主な内容

区分	時期区分	主な内容
国家廃棄物管理総合計画 (2002-2011)	第1段階：2002～05年 廃棄物管理における 役割分担の見直し及び 競争体制の構築	経済主体別の合理的な役割体制の確立： ごみ有料化の改善、事業場廃棄物における排出者責任の拡大 生産者が主導する廃棄物再活用体制の拡張： 生産者への再活用目標率の付与、材質・構造改善及び減量化誘導 廃棄物の効率的な管理のための情報化 廃棄物適法処理証明システム（マニフェスト）の構築 第2次全国廃棄物統計調査の実施 環境にやさしい国際大会（Wカップ、アジアゲーム）の開催など
	第2段階：2006～08年 廃棄物管理インフラの 構築及びその体制整備	廃棄物管理のための法律の整備： 建設廃棄物、感染性廃棄物の効率的な管理 統合廃棄物管理システムの完成 情報システムを利用した廃棄物管理の本格的推進： 廃棄物適法処理証明システム（マニフェスト）の対象を拡大
	第3段階：2009～11年 21世紀の新たな 廃棄物管理体制の 本格的起動	第2次総合計画の推進成果の評価及び第3次総合計画の立案 第3次全国廃棄物統計調査の実施 世界的潮流に対応する政策の推進

出典）「平成18年度 アジア各国における産業廃棄物・リサイクル政策情報提供事業報告書」（平成19年3月、日本貿易振興機構・アジア経済研究所）

③ 排出者責任

廃棄物管理法第24条では、事業場廃棄物の排出者に対し、以下の事項を基本的義務として規定している。

- ・ 事業場廃棄物の排出者は、事業場内で発生するすべての廃棄物に対し、適正処理を行わなければならない。

- ・ 生産工程における廃棄物減量化施設の設置、技術開発及びリサイクルなどの方法で、事業場廃棄物の発生を抑制しなければならない。
- ・ 廃棄物の収集・運搬・処理を委託する場合には、受託者の廃棄物収集・運搬・処理能力を確認する責務が課せられる。
→ 廃棄物処理能力などを確認せずに処理業者に委託し、処理業者が不法投棄など不適切な方法で処理を行った場合、排出者にその処理責任が課せられる（受託者の処理能力確認の義務）。
- ・ 委託者は、委託契約を結んだ後、受託処理能力確認書の写しを事業場廃棄物の排出申告書または廃棄物処理計画書に添付して、地方自治体や地方環境庁へ提出する。
- ・ 事業場廃棄物の排出者には、一定の期間以内に事業場廃棄物の種類及び発生量を地方自治体に申告する義務がある。

④ 事業場廃棄物減量化制度

廃棄物管理法第 24 条第 4 項では、事業場廃棄物の発生抑制とその再活用を促進することを目的とした事業場廃棄物減量化制度について規定している。主な内容は、廃棄物の減量化実績に優れた業者には定期的な検査の免除などのインセンティブを提供し、減量化が進まない業者には技術指導や各種減量化手法を指導することとなっている。

減量化制度の対象となる業者¹⁵は、減量化に向け、3 年ごとに自らの計画を立案、提出しなければならないが、未提出の場合には 300 万ウォンの賦課金が課せられることになっている。提出項目には、原材料の使用量、製品生産量及び売上げ、廃棄物発生量及び減量など定量指標 6 項目と、廃棄物減量に対する経営陣の意思などの定性指標 4 項目が含まれており、対象業者は毎年 2 月末までにこれらを提出することになっている。

(2) 海洋水産発展基本法

海洋水産発展基本法は、海洋が資源の宝庫であることを確認した上で、海洋資源の管理・開発や海洋産業の育成を行うことにより国家経済と国民生活に資することを主な目的としたもので、海洋開発等に関する基本的事項について定めている。

条文は第 1 条から第 35 条で構成され、第 4 条において、「海洋水産に関する他の法律の制定、または改正を行う場合は、この法の目的と基本理念に合致するようにしなければならない」と規定している。このことから、同法が海洋に関する基本法となっており、日本の海洋基本法に共通する法律であることがわかる。

同法における海洋及び海洋環境・資源の管理・保全に係る主な内容を以下に示す。

¹⁵ : 減量化制度の対象は、繊維製品の製造業など 14 業種のうち、「指定廃棄物」（感染性廃棄物は除く）を年間 200 トン以上排出する事業者（約 700 か所）であったが、2004 年度の廃棄物管理法の改正により、指定廃棄物以外の廃棄物を年間 1,000 トン以上排出する事業場（約 1,000 か所）にまで拡大され、2006 年度には 1,275 か所まで拡大された。

① 国及び地方自治団体の責務

海洋水産発展基本法第 5 条において、国及び地方自治団体の基本責務を以下のとおり規定している。

- ・国及び地方自治団体は、海洋環境・海洋資源及び海洋生態系を保全する義務がある
- ・国及び地方自治団体は、海洋産業の発展を推進するときには、海洋及び海洋資源の管理・保全と開発・利用との調和と均衡を果たさなければならない
- ・国及び地方自治団体は、海洋水産発展に必要とする基盤及び環境の造成を持続的に推進しなければならない

② 海洋水産発展基本計画

海洋水産発展基本法第 6 条では、同法の目的を効率的に達成するため、海洋及び海洋資源の合理的な管理・保全、開発・利用及び海洋産業の育成（以下、「海洋開発」という）に関する中・長期政策目標及び方向を設定し、大統領令の定めるところにより 10 年ごとに海洋水産発展基本計画を策定し、施行しなくてはならないと規定している。

なお、海洋水産発展基本計画には、以下の項目を含むこととされている。

- ・海洋開発等に関する政府の基本構想及び推進目標
- ・海洋管理及び保全等に関する事項
- ・海洋資源の合理的な開発及び利用等に関する事項
- ・海洋産業の育成に関する事項
- ・海洋水産の発展基盤及び環境保全の推進に関する事項
- ・その他海洋開発等の総合的・計画的推進に関する事項

③ 海洋の管理・保全

海洋水産発展基本法では、同法第 12 条～第 14 条において、海洋及び海洋環境、海洋生態系の管理・保全に関し、以下のように規定している。

（海洋の管理）

- ・政府は、海洋環境及び海洋資源を保全し、持続可能な開発のために努力しなければならない
- ・政府は、排他的経済水域及び大陸棚等わが国の主権的権利または管轄権の及ぶ海域での資源を総合的・体系的に管理・保全し、このための諸般の能力を確保しなければならない

（海洋環境の保全）

政府は、海洋環境の保全のため、汚染・廃棄物質の発生・流入の防止、汚染・廃棄物の除去等のための施策を策定しなければならない

(海洋生態系の保全)

政府は、海洋生物の多様性を保全し、海洋生物の生息地を保護する等、海洋生態系の保全及び復元のため努力しなければならない

(3) 海洋環境管理法

これまで海洋汚染対策に関する一般原則などを規定してきた海洋汚染防止法が2008年1月19日に期限切れを迎えるにあたり、2007年1月、海洋環境に対する基本法ともいえる性格を有する海洋環境管理法が新たに制定され、2008年1月20日から施行されている。

以下に、海洋汚染防止法及び海洋環境管理法の概要を示す。

① 海洋汚染防止法

海洋汚染防止法は、海洋汚染対策に関する一般原則のほか、船舶の操業、海洋投棄、海底資源の開発に起因する海洋汚染について規定しており、条項及び施行については、基本的に、MARPOL条約及びロンドン条約に示された現行の国際基準に従っている。

海洋汚染防止法の規定の概要は以下のとおりであり、主に船舶から排出される油・廃棄物などによる海洋汚染を防止するための法律という色合いが強いものであった。

海洋汚染防止法の概要は以下のとおり。

第1章：総則

- －包括的な海洋環境保護計画の策定
- －海水水質基準及び水質計測
- －環境保護区域及び特別管理沿岸海域
- －油汚染損害の保障

第2章：船舶からの油及びその他液状有害物質の排出に関する規制

- －重油排出規制、バラスト水、重油等の規制
- －液状有害物質の排出規制、記録等
- －船舶からの廃棄物規制、船舶からの廃棄物排出禁止、廃棄物の投棄、廃棄物輸送船の規制

第3章：海洋汚染防止活動

- －検査、証明等

第4章：海洋施設からの油及び有害物質の排出規制

第5章：汚染防止及び除去（浄化）事業

- －汚染防止及び除去事業に関する要件

第6章：海洋汚染の防止及び除去

- －報告義務、予防策及び除去方法
- －政府による浄化及び浄化費用の償還
- －6-2章：韓国の海洋汚染対応企業（1997年に追加）
- －6-3章：海洋汚染の環境影響評価（1999年に追加）

第7章：補則

② 海洋環境管理法

海洋環境管理法は、海洋環境の保全及び管理に関する国民の義務と国家の責務を明確にし、海洋環境の保全のための基本事項について定めることで、海洋環境の毀損または海洋汚染による危害を予防し、清潔で安全な海洋環境を造成し、国民の生命の質を高めることを目的として制定された。汚染原因者の責任¹⁶についても明示しており、廃棄物の海洋排出に係る規定の強化を図っている。

前述の海洋水産発展基本法が海洋の経済的開発の側面に主眼をおいているのに対し、海洋環境管理法は海洋の環境的側面に焦点をあてたものとなっており、海洋環境に対する基本法ともいえる性格を有している。

海洋環境管理法における海洋ごみに係る主な内容を以下に示す。

【海洋汚染防止活動】

海洋環境管理法第 24 条では、海洋に排出、または流入される廃棄物（海洋廃棄物を含む）を効果的に回収・処理するため、海洋水産部長官（現・国土海洋部長官）は、大統領令に従って廃棄物海洋回収・処理計画を策定・施行しなければならないと規定している。また、この場合、市・道知事は、廃棄物海洋回収・処理計画によって細部実践計画を策定・施行しなければならないとしている。

【海洋ごみ管理基本計画】

海洋環境管理法施行令第 38 条により、海洋水産部長官は、法第 24 条 1 項の規定によって廃棄物の海洋回収・処理計画（海洋ごみ管理基本計画）を 5 年ごとに策定し、その計画の変更の可否を毎年検討しなければならないと規定されている。

また、この場合、海洋環境管理法第 17 条の規定による海洋環境管理委員会の審議を受けなければならないとされ、海洋水産部長官及び市・道知事については、廃棄物の海洋回収・処理計画の年間施行計画を策定・推進し、市・道知事は年間施行計画及び推進実績を毎年海洋水産部長官に提出しなければならないとしている。

なお、海洋ごみ管理基本計画は、従来事後防的対応（End of Pipe 対策）から、事前の予防措置や回収したごみのリサイクルに軸足を移した管理政策を定める、Front of Pipe 対策を志向したものとなっており、計画には以下の事項を含まなければならないとされている。

- a. 排出または流入される廃棄物の種類・排出源別の発生量及び将来の発生予想量
- b. 廃棄物の海洋流入防止など、発生低減に関する事項
- c. 廃棄物の海洋回収・処理計画の基本方向に関する事項

¹⁶ : 自己の行為または事業活動により海洋環境の毀損または海洋汚染をした者（汚染原因者）は、毀損・汚染された海洋環境を復元する責任を負い、海洋環境の毀損・汚染による被害の救済に必要な費用を負担することを原則とする（海洋環境管理法第 7 条）。

- d. 廃棄物の海洋回収・処理計画の拡充に関する事項
- e. 民間協力に関する事項
- f. 所要財源の調達計画

また、海洋ごみ管理基本計画では、先進的な海洋ごみ管理システムを築くことを基本目標とし、目標の達成に向けて、海洋ごみの発生抑制・最小化、海洋ごみ回収処理能力の強化、海洋ごみ管理基盤の構築、市民参加及び国際協力の推進・強化といった4つの戦略（4大推進戦略）を掲げ、海洋ごみの抑制に努めることとしている（表 2.3-2～表 2.3-5）。

さらに、韓国政府は、同計画において海洋ごみ削減のための計画的な数値目標を立てており。海洋ごみの年間発生量を現在（2007年）の約16万トンから2013年には現在の発生量の約20%削減にあたる約12.8万トンにするとしている。また、発生してしまった海洋ごみを現在よりも多く取り除くため、海洋ごみの年間回収率も2007年の34%から2013年には45%に、10%あまり引き上げる方針としている（表 2.3-6）。

【海洋ごみ削減のための4大推進戦略と対策プロジェクト】

a) 海洋ごみの発生抑制・最小化

海からごみを回収するのは多大な労力・コストを要するため、海洋ごみの管理においては、予防対策（海への流入防止）が優先されるべきである。

表 2.3-2 海洋ごみの発生抑制・最小化のための対策プロジェクト

プロジェクト	プログラム	内 容
海上起因ごみの削減	漁具管理システム	<ul style="list-style-type: none"> ▶ タグに名前を入れる（ID管理） ▶ 漁具の酷使・不適切な処理・海上投棄の禁止
	廃漁具受入施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 船舶からの廃漁具・廃棄物の回収 ▶ ごみの移動、処理
	生分解性漁具の開発	▶ 生分解性漁具の開発
陸上起因ごみの削減	流域責任管理制度	▶ 河川ベースの統一的管理
	流出防止・捕集	▶ 水路、河川でのスクリーン、ネットによるごみの回収
	回収ごみの処理	▶ 河川から捕集・回収したごみの処分（埋立、焼却）

出典)「Achievements and challenges of marine litter management in Korea（韓国における海洋ゴミ管理の成果と課題）」をもとに作成

b) 海洋ごみ回収処理能力の強化

海洋ごみは、常にごみ処理施設に直接搬入できるわけではない。塩分や塩水含有量、イガイやフジツボ、カキなどの付着生物、水深、海面の状況、国際的な規則などを考慮しなければならず、専用船や特有の水中機材、回収・処理技術、現場実験などへの投資が必要である。

表 2.3-3 海洋ごみ回収処理能力の強化のための対策プロジェクト

プロジェクト	プログラム	内 容
回収能力の拡大	海岸清掃支援、情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 沿岸 76 地方自治体による定期的・継続的海岸清掃 ▶ 清掃活動に基づくデータ、情報のとりまとめ
	回収の拡大と買い取り補償	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 主要沿岸エリア、沖合での海底ごみ分布調査 ▶ 沿岸部、干潟、島などでの回収プログラムの継続 ▶ 海底に沈んだ漁網の回収 ▶ 船舶航行中にネットに絡んだごみの買い取り ▶ 港湾・養魚場における清掃船の配備
	養殖ごみの清掃	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 養殖場の清掃
島嶼・沿岸地域での効果的処理	広範囲に及ぶ統一的処理	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 管轄部局に関係なく、島嶼部のごみを効率的に回収、処理できるシステムの構築
処理技術の開発	FRP 船処理システムの開発	<ul style="list-style-type: none"> ▶ FRP 船処理システムの開発
	リサイクル技術の開発	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 海洋ごみリサイクル技術の開発

出典)「Achievements and challenges of marine litter management in Korea (韓国における海洋ゴミ管理の成果と課題)」をもとに作成

c) 海洋ごみ管理基盤の構築

管理政策の第一歩は、どこで、どのくらい、どんな種類のごみが海に流入するのかを知ることであり、こうすることが、発生源レベルでのごみの削減や効果的なごみの回収に役立つのである。それ故、体系的な調査や統合的な情報検索といった科学的な調査に基づく政策が有用となる。

表 2.3-4 海洋ごみ管理基盤の構築のための対策プロジェクト

プロジェクト	プログラム	内 容
体系的な統計	調査のための能力形成	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 調査員の育成
	調査ガイドラインの作成	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 標準手法(調査ガイドライン)の作成 ▶ パイロットエリアへの適用
	離島における体系的調査	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「発生-回収-処理-リサイクル」という全サイクルを対象とした調査ガイドラインの作成
統合情報システムとの連携強化	海洋廃棄物統合情報システムの開発	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 海洋廃棄物統合情報システムの開発、運営
	海洋ごみ情報システムと陸上廃棄物情報システムの緊密な連携	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 海洋ごみ及び陸上廃棄物に関する両システムの緊密な連携
法改正	海洋ごみリサイクルに関する法律の整備	<ul style="list-style-type: none"> ▶ リサイクル規定の制定 ▶ 関係省庁、地方自治体、企業による協力関係の構築
	適正処理に関する法律の整備	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 海洋ごみ処理規程の制定 ▶ 海洋ごみと陸上廃棄物に関する処理の協力
海洋ごみ管理センター	効果的な政策決定	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 海洋ごみ管理センターの運営
	公的機関、民間及び諸外国との協力関係の構築	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 政府機関、研究所、NGO との協力 ▶ 国際機関のプロジェクト、調査への参加

出典)「Achievements and challenges of marine litter management in Korea (韓国における海洋ゴミ管理の成果と課題)」をもとに作成

d) 市民参加及び国際協力の推進・強化

海洋ごみの削減には積極的な市民参加と家庭での環境対応型の習慣が必要であり、国際協力もまた、多くの国々が海洋ごみの問題を共有するという意味で重要である。

表 2.3-5 市民参加及び国際協力の推進・強化のための対策プロジェクト

プロジェクト	プログラム	内 容
積極的な市民参加	国際海岸クリーンアップキャンペーン (ICC) の支援	▶ ICC 等ボランティア活動の支援
	河川流域管理の支援	▶ 河川流域管理における市民参加への支援
普及啓発	漁業関係者の意識啓発	▶ 漁業関係者教育プログラム開発のための調査 ▶ メディアの選択、パイロットプログラム・教育資材の開発 ▶ 漁業関係者の中の環境リーダーの育成
	教育プログラムの開発と知識レベルの向上	▶ 学校教育カリキュラムの検討及びアプリケーション開発のための研究 ▶ 「研究学校」や「モデル学校」といった特別学校構想の拡大 ▶ 海洋環境教育における専門家の増員
	積極的な宣伝活動	▶ キャンペーンに対するメディアの効果分析 ▶ 放送・インターネットを通じたキャンペーン ▶ ビジネス部門の寄与促進
国際協力	全国海洋ごみモニタリングプログラム	▶ モニタリングプログラムの実施
	近隣諸国との共同プロジェクト	▶ 海洋ごみ問題に係る国際協力 ▶ 地域海計画などとの専門家協力、国際ワークショップなどでの情報交換
	US NOAA との共同プロジェクト	▶ 管理政策や調査技術、PR プログラムなどの交流

出典) 「Achievements and challenges of marine litter management in Korea (韓国における海洋ゴミ管理の成果と課題)」をもとに作成

表 2.3-6 海洋ごみの年間発生量と将来の削減目標

	2007 年	2013 年 (目標)
年間発生量	159,900 t	127,840 t
年間の回収率	34%	45%

出典) 「韓国の海洋・沿岸域環境政策に関する調査報告書 ～海洋ごみ問題に焦点をあてて～」(平成 21 年 3 月、財団法人 環日本海環境協力センター)

2.4 日本と中国、韓国における法規制の比較

わが国及び中国、韓国における海洋政策に関する法律、組織、制度について表 2.4-1 に整理、とりまとめた。

中国や韓国では、日本より早くから、海洋に関する法制度を整備してきており、日本ではまだ導入されていない沿岸管理制度などもすでに存在している。組織に関しても、中国では国家海洋局（1964年設置）、韓国では国土海洋部（2007年に再編。前身は1996年に設置された海洋水産部）に海洋政策全般についての権限が集中しており、組織力も有している。一方、日本は、2007年になってようやく総合海洋政策本部が設置されたものの、人員数や権限についてみると、中国や韓国のように一つの機関に海洋政策が一元化されていない面が残されている。

表 2.4-1(1) 日本、中国、韓国における海洋・沿岸政策の比較

項目	日本	中国	韓国	
国土面積 (千 km ²)	377.8	9,596.9	99.6	
海岸線延長 (千 km)	34.8	32.0	11.5	
排他的経済水域 (EEZ) (千 km ²)	4,470	964 (3,000) 注	449	
海洋政策全般に関する事項	海洋 (基本) 法	海洋基本法 (2007.7.20 施行)	海域使用管理法 (2002.1.1 施行) 海洋環境保護法 (2000.4.1 施行)	海洋水産発展基本法 (2002.5.13 制定) 海洋環境管理法 (2008.1.20 施行)
	海洋基本政策	海洋基本計画 (2008.3 策定)	中国海洋アジェンダ 21 (1996 年制定)	オーシャン코리아 21 (2000 年制定)
	海洋管理主管機関	関係省庁 (国交省、環境省、防衛省、文科省、外務省、資源エネルギー庁、水産庁、海上保安庁) を総合海洋政策本部が調整	国務院国家海洋局 (SOA: State Oceanic Administration) (1964 年設置)	国土海洋部 (MLTM) (2007 年発足) (旧海洋水産部(1996 年発足)→MLTM に再編)
	海洋行政連絡調整会議	総合海洋政策本部 (2007 年設置)	(計画中)	海洋環境保全委員会ほか
	海洋管理 (調整) 事務局	総合海洋政策本部事務局 (内閣官房内)	国家海洋局	国土海洋部 (MLTM)
	広範な利用者の意見を反映する制度	なし (総合海洋政策本部内に参与会議設置)	なし	(海洋水産発展委員会)
沿岸域政策関係事項	沿岸管理法 (政策)	なし (国土庁に指針あり。国土交通省・沿岸域政策大綱(2006年あり))	海域使用管理法 (海洋機能区画)	沿岸管理法 (沿岸総合管理計画)
	河川と沿岸域の一体的管理	なし	水法 (2002 年)、地方政府	公有水面管理法、公有水面埋立法、湿地保全法 (河川流域管理)
	沿岸管理における法的な管理範囲 (対象範囲)	海岸保全区域として、平均高潮水面から海陸両側 50m	内水: 海域のみ	水域: 満潮水位から領海 陸域: 満潮水位から 500~1,000m の陸域まで

表 2.4-1(2) 日本、中国、韓国における海洋・沿岸政策の比較

項目		日本	中国	韓国
	国の所管（管理機関）	関係省庁	国家海洋局	国土海洋部
	沿岸域計画等の策定主体	なし	地方政府	国土海洋部、地方政府
	沿岸域計画等の位置づけ	なし	海域の合理的な使用に係る指針	—
	沿岸域計画策定（推進）誘導	なし	処罰を伴う法的規制	—
	沿岸域計画等の認定	なし	国、地方政府（段階的審査）	国、地方政府
	ゾーニング	なし	3つに区分し、さらに細分化	—
	住民参加	NGO等実施	ほとんどみられない	NGO等実施
	主な特徴	沿岸管理主体の不在	海域の国有化	海域の国家管理
海洋ごみ関係事項	海洋ごみの発生量	約10～15万t	不明	約16万t
	海洋ごみの定期調査	なし（不定期に地方自治体、環境省、海上保安庁等が調整を実施） （一部のエリアをNPECなどのNGOが定期的に実施）	国家海洋局（2007年度より開始）	国土海洋部（NGOや他の公的機関と連携して、海洋ごみ発生量、回収量を把握）
海洋保護区	海洋保護区（MPAs）	<ul style="list-style-type: none"> ・自然公園法に基づく海中公園地区（139か所） ・自然環境保全法に基づく海中特別地区（1か所） 	<ul style="list-style-type: none"> ・海域環境保護法 ・海洋自然保護区管理取決（72か所（国20、地方52）） 	<ul style="list-style-type: none"> ・国土利用管理法（水産資源保護区域） ・海洋環境管理法（環境保全海域）

注：中国では、管轄水域を約300万km²としている

出典）「韓国の海洋・沿岸域環境政策に関する調査報告書 ～海洋ごみ問題に焦点をあてて～」（平成21年3月、財団法人 環日本海環境協力センター(NPEC)）

3 対策・取り組みの問題点・課題

平成21年7月15日には、海岸漂着物処理推進法が議員立法により制定された。この法律は、海岸漂着物等の円滑な処理を図るために必要な施策及び海岸漂着物等の発生の抑制を図るために必要な施策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかなるとともに、政府による基本方針の策定その他の海岸漂着物対策を推進するために必要な事項を定めることにより、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進しようとするものである。現在、この法律や同法に基づき政府が策定した「基本方針」に基づき、「海岸漂着物等の円滑な処理」、「海岸漂着物等の発生の抑制」の両面から、海岸漂着物対策対策が推進されている。

しかしながら、これらの対策にも関わらず、引き続き、漂着ごみ対策には、多くの課題が残されているほか、同法は、漂流ごみ、海底ごみ対策を直接には射程としておらず、海洋ごみ対策としては、不十分な点もあると考えられる。

ここでは、このような状況も踏まえ、これまで実施されてきた海洋ごみ対策・取り組みにおける問題点・課題の整理を行った。

3.1 現状把握における問題点・課題

海岸漂着物処理推進法においては、「海岸漂着物等の発生の状況」（本報告でいう、漂着ごみの状況に相当する。）及び原因に関する調査は、国及び地方公共団体が、これを行うように努めるという規定が置かれている。こうしたこともあり、国や都道府県等が実施する漂着ごみモニタリング・調査も拡がりを見せている。しかしながら、従来から行われている民間団体が実施している市民参加型調査や研究者等が実施する原因究明のための調査も含め、海洋ごみに関するモニタリング、調査研究等は依然不十分であり、課題も多いと考えられる。

(1) 主体ごとに異なるモニタリング方法

現在、国や地方自治体、研究者、民間団体、NGO等による漂着ごみ調査が全国各地で行われているが、その目的や内容はさまざまである。

藤枝ら¹⁷によれば、モニタリングにより得られるデータを基準とすると、国内の主な漂着ごみモニタリングは、海岸漂着ごみの総量を重量や容積で求める「総量推定型」、漂着ごみのアイテム・素材別割合を把握する「構成割合型」、特定アイテムの密度や流出地などを求める「特定アイテム型」の3つのタイプに分類でき（表 3-1）、調査の専門性に関しても、現象の把握のみを目的としたものから、原因の追及、発生源対策につなげようとするものまでさまざまである。さらに、定点を定めて季節的な変動や年ごとの変動するも

¹⁷ : 「国内海岸漂着ごみのモニタリング手法の整理と今後の進め方」 藤枝繁・小島あずさ・金子博、沿岸域学会誌 Vol.18, No.4(2007)

のや、定点は定めず、清掃活動の一部として実施するものなど、調査スタイルにもそれぞれに違いがある。

これらは、それぞれの目的に応じた調査方法が採られているが、我が国全体として統一的な活用が困難になっていることは否めない。

表 3-1 国内における主な海洋ごみモニタリング手法

分類	実施団体	調査範囲	情報	特徴	
A 総量推定型	国交省河川局(水辺のごみ指標評価法)	全国	写真	簡易、特定時期、指標評価、収集調査なし、ゴミマップ	
B 構成割合型	B ₁ 未定点型	JEAN(国際海岸クリーンアップ) 海上保安庁(漂着ゴミ分類調査) 荒川クリーンエイドフォーラム(荒川クリーンエイド)	全国 荒川	個数	全量収集調査、ICCカード(国際的)、年一回秋、不定点、市民参加・市民運営 全量収集調査、簡易シート、年一回秋、市民参加・市民運営
	B _{2a} 定点型	建設省(H12 海岸ゴミ実態調査) 香川県(さぬき瀬戸クリーンリレー) MB21(海岸散乱ゴミ調査)	全国 香川県 全国	個数、素材別重量、製造国	全量収集調査、自然物、ゴミマップ
		NPEC(海辺の漂着物調査)	日本海	個数、素材別重量、製造国	全量収集調査、旧 ICC 手法、年一回(季節限定)、区間内収集、自然物
	B _{2b} 微小物型	NPEC(海辺の埋没物調査)	日本海	密度	微小物、B _{2a} に併設
	B ₃ 単独型	東山高校(定期定点調査) 鹿児島大学(定期定点調査) 小中高総合学習の時間	琴引浜 吹上浜	個数、製造国	単独データ、定点定期調査
C 特定アイテム型	C ₁ 広域型	ライタープロジェクト(ライター) 国立医薬品食品衛生研究所(レジンベレット)	全国 東アジア	製造国 密度、吸着物	アイテム内情報
	C ₂ 特定地域型	兼広研究室(レジンベレット) 藤枝研究室(EPS 破片)	東京湾 広島湾、鹿児島湾	密度、吸着物 密度	対策対象アイテムに限定 微小物
		藤枝研究室(EPS フロート)	広島湾、鹿児島湾	個数	

注) JEAN, クリーンアップ全国事務所; MB21, (社) 海と渚環境美化推進機構; NPEC, (財) 環日本海環境協力センター; EPS, 発泡スチロール
出典)「国内海岸漂着ごみのモニタリング手法の整理と今後の進め方」藤枝繁・小島あずさ・金子博、沿岸域学会誌 Vol.18, No.4(2007)

(2) 人が入れない海岸における実態の把握

現在、漂着ごみ調査が全国各地で行われているが、調査結果は日本が有する海岸線のうちのごく一部の地域の現状を示したものにすぎず、調査費用や人手の問題、地形条件等によるアクセシビリティの関係で海岸への人の立ち入りが制限され、調査できていない海岸線なども多く残されており、広域的(全国的)な漂流・漂着ごみ実態の把握には至っていない。

(3) 海洋ごみ問題に対する認識の不足

海洋ごみ問題は、公害問題やその他の環境問題に比べ、人体への直接的な被害が少ない、生物・生態系を含む自然環境への影響の度合いがはっきりしないこと等から深刻な環境問題として認識されにくいという特性があり、とりわけ、日頃、直接人の目にふれるようなことのない漂流ごみ・海底ごみについては、その傾向が強い。

また、海洋ごみ問題は、越境性を有するグローバルな問題であるにも関わらず、これまで、オゾン層破壊や気候変動のような地球環境問題の一つとして認識されてきておらず、これが対応の遅れにつながっている。

(4) 把握できていない海洋ごみのメカニズム

海洋ごみは、風や波等の影響を受け、漂流・漂着を無数に繰り返しながら、やがてどこかの海岸に落ち着くと考えられるが、いまだに発生源の状況も含めた詳細な漂流・漂着メカニズムの解明には至っておらず、発生源と被害の因果関係が明確になっていない。こうしたことが有効な発生抑制策が検討、実施できない要因となっている。

3.2 回収・処理における問題点・課題

海岸漂着物処理推進法の制定により、漂着物処理にかかる責任が明確化され、「海岸管理者は、漂着物の処理のため必要な措置を講じなければならない。」と規定された。都道府県は、必要に応じ、関係団体、行政機関で構成する「海岸漂着物対策推進協議会」を設置し、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するために「地域計画」を作成することができることとされた。今後は、法に基づき政府が策定した「基本方針」も踏まえ、こうした枠組みの基に、各都道府県において、都道府県、海岸管理者や市町村等が合意形成した役割分担により、海岸漂着物の回収・処理を進める体制が整備されつつある。

しかしながら、漂流ごみや海底ごみの回収についての仕組みは確立されていないうえ、漂着ごみについても、引き続き技術的な課題は多く残されている。

また、こうした仕組みを動かす財源については、「政府は、海岸漂着物対策を推進するために必要な財政上の措置を講じなければならない。」とされ、「地域グリーンニューディール基金」が創設されたものの、緊急経済対策として平成23年度までに限って措置されたものであり、各地域にとって、ポスト「地域グリーンニューディール基金」の財源確保が課題となっている。

こうした状況も踏まえ、海洋ごみ回収・処理における問題点・課題を整理すると以下のとおりである。

(1) 回収の担い手の確保

特に離島等で過疎化、高齢化の進んだ地域では、日常的に海岸清掃をする担い手が少なく、住民等のボランティアによる清掃活動には限界がある。

一部の地域では、漂着するごみの量と比較して、清掃活動に参加するボランティアの数が不足している現状に加え、回収しても次から次にごみが大量に押し寄せる状況に、ボランティアで参加する清掃への意欲を確保することも必要となっている。

いずれにしても、今後、限られた資源の中で、海岸漂着物の回収を継続して推進する必要がある、ボランティアを活用するという視点が重要である。

(2) 人力による回収の限界

ボランティア等による漂着ごみの回収は、人力での回収が主となるため、大型ごみの回収やその搬出には限界がある。重機を利用する場合でも、地域・場所によっては陸からのアクセスが困難で、その利用が制限される場所も存在する。また、貴重な自然を有する海岸線では、環境保全の観点から、重機等の使用には配慮が必要である。

また、漂流ごみや海底ごみの回収については、潜水等の特殊な技術や機材が必要であり、一般の清掃活動で回収することには限界がある。

(3) 離島等における現地処理・処分の限界

離島をはじめとする一部地域では、仮に海岸に散乱する大量のごみを全て回収できたとしても、これを適切に処理・処分できるだけの十分な処理能力を備えた施設が域内に無いため、他の地域までこれを送り、そこで処理・処分しているという現状がある。

(4) 回収・処理費用の確保

地元住民やボランティア団体等による海岸清掃に加え、地域グリーンニューディール基金事業を活用した対策の推進によって漂着ごみの回収・処理が進められつつある。しかし、こうした活動を円滑かつ継続的に維持していくためには、回収活動や回収したごみの運搬、処理・処分に要する費用の確保が必要であり、特に財政基盤が十分でない地域を中心に、地域グリーンニューディール基金事業の終了後の財源の確保が課題となっている。

(5) 危険な海洋ごみへの対応

海岸等に漂着する医療系廃棄物や爆発物等の危険物は、地域住民や観光客だけでなく、清掃ボランティアの健康にも悪影響を及ぼす恐れがあることから、徹底した回収・除去が必要である。また、こうした危険性は、処理・処分を委託された業者にとっても同様であり、その取扱いには細心の注意が必要となる。このため、危険ごみの取扱い等に関して、一般市民や関係者への周知が急務となっている。

(6) 回収・処理を困難にする海洋ごみの性質

特にプラスチック類や発泡スチロール類など、環境中に排出され、海洋等を漂流中に波力や紫外線等によって劣化し、破片化、細片化したごみは、その回収に相当な労力を要する。また、回収された海洋ごみでも水分、塩分や異物を含むものも多いことから、回収後の処理や有効利用（リユース、リサイクル）には多くの障害がある。

3.3 発生抑制対策における問題点・課題

海岸漂着物処理推進法では、海岸漂着物の円滑な回収の推進と並び、「海岸漂着物等の発生の効果的な抑制」が、海岸漂着物対策の両輪とされた。また、基本方針においても、海岸漂着物等の効果的な発生抑制のための対策の基本的方向として、「3Rの推進による循環型社会の形成」、「発生の状況及び原因に関する実態把握」、「ごみ等の適正な処理等の推進」、「ごみ等の投棄の防止」、「ごみ等の水域等への流出又は飛散の防止」が掲げられているところである。

基本方針に盛り込まれた対策の内容については、漂着ごみ全般への包括的な対策や国民への普及啓発等、現時点で取り組める内容が上げられており、将来、実施していくべき、個別、具体的実効性のある対策が盛り込まれているとはいえない。

このことは、現時点では、海洋ごみの発生源と被害の因果関係の把握が不十分であることを背景に、誰が、どのような対策を、どういう費用の負担で実施すべきか、という検討作業が進んでいないことがあると考えられる。また、海洋ごみ問題の環境への影響に対する社会としての認識が未だ不明確であり、検討作業が推進されていないという面も否定できない。

一方で、隣国韓国では、「海洋ごみ管理基本計画」を定め、漂着ごみ以外の海洋ごみ全般を対象とし、回収等の事後対応から、海洋ごみの発生抑制や管理など、予防対策（

いわゆる **End-of-Pipe** 対策に対して、**Front-of-Pipe** 対策と称している。）に重点を置き、総合的、計画的な海洋ごみ対策が策定、実施されているところであり、我が国として見習うべきところがある。

以上のように、我が国の海洋ごみの発生抑制策は、その検討が緒についた段階であると言え、今後、我が国社会全体として、この分野における検討を加速して行く必要がある。

このような状況を踏まえて、海洋ごみの発生抑制対策における問題点・課題を整理した。

(1) 発生源(汚染原因者)に関する情報の不足

海洋ごみ問題は、油の流出による海洋汚染等とは異なり、ほとんどの場合、不特定多数の者が原因となっており、直接の排出者の特定は困難である。排出者の社会セクターや発生地等により、包括的に特定することも考えられるが、その場合も、海洋ごみの輸送過程等が明らかではなく、寄与割合といったものを算定するには情報が不足している。

海洋ごみ問題も、本来、他の環境問題と同様に、汚染者負担の原則（**PPP: Polluter Pays Principle**）を考慮して、対策の費用負担や役割分担を検討すべきであるが、現状では知見が不足している。

(2) 求められる漁業系ごみ対策

海洋ごみの中には、国内外を問わず、漁網、ロープや浮き（ブイ）といった漁業活動によって生じたごみ（漁業系ごみ）も多く含まれていると考えられる。こうした漁業系のごみについては、操業中のアクシデントにより紛失したものばかりでなく、漁船からの投棄や陸上での不適切な管理により流出したものも含まれると考えられ。また、これらは海洋ごみとしては、総じて巨大でかさばるものが多いため、人力での回収が困難であり、海岸等に放置されたままという物も多い。さらに、漁業系ごみの多くは自然に分解されにくい素材からつくられているため、環境中に永く存在し、ゴーストフィッシングなどさまざまな悪影響をもたらす恐れがある。

漁業系の海洋ごみは、個別の排出者を特定することはできないが、漁業者セクターとして、漁業系海洋ごみの発生抑制が求められる。しかしながら、我が国の現状に照らしてみれば、海岸漂着物処理推進法や同法に基づく基本方針では、現段階では、漁業系ごみに特化した対策が盛り込まれているとはいえない。

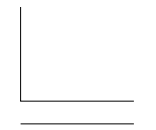
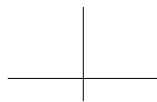
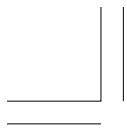
(3) 把握できていない陸域からのごみの挙動

海岸に漂着するごみの約8割が河川を通じて陸域から海へと流れ込んだものとされている。海洋ごみを削減するためには、山、川、市街地といったあらゆる陸域（流域）において、ごみの散乱や非意図的な排出を少なくしていく必要がある。

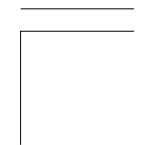
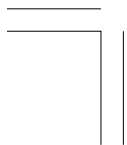
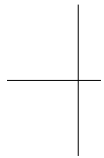
しかしながら、現状では、効果的、効率的に海洋ごみの発生を抑制していく観点からは、陸域におけるごみの発生状況や海域への輸送過程に関する情報が不足しており、海洋ごみの発生からの収支バランスがモデルとして明らかにされている例はほとんどない。また、陸域からのごみは、特に降雨や河川の出水時に流出するものが多いと推測されるが、そうした際の流出に関する知見は少なく、効果的な陸域から海域への流出防止策については、ほとんど検討されていない。

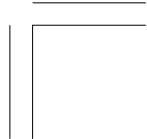
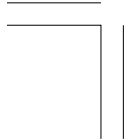
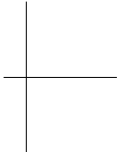
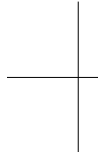
(4) 越境する海洋ごみ

海洋ごみは、国際的に越境する環境問題であり、地球規模の環境問題であると認識すべきである。特に、対馬や壱岐等の離島などの一部の海岸では、外国から起因する漂着ごみが多くなっており、こうした状況に対して、地方自治体として対策を実施することには、財政面を含めて限界がある。



第3章 海洋ごみ対策の今後のあり方について





海洋ごみ対策の今後のあり方

日本の海洋政策への取り組みは近隣諸国に比べて遅く、平成 19 年ようやく、国の海洋政策を一元的に進めるための法律となる「海洋基本法」が制定されたところであり、海洋ごみ対策についても、その 2 年後の平成 21 年 7 月に「海岸漂着物処理推進法」が公布・施行されたところである。

それまで、海洋ごみは、海上を漂流していれば海上保安庁、海岸に漂着すれば海岸管理者や地元の自治体に対応し、処分は自治体が行うといったように、ごみによって対応する主体が異なっていた。さらに、同じ海岸であっても、海岸保全施設に堆積したごみは海岸管理者、砂浜に堆積すれば自治体に対応するなど、地区によってバラバラに対応しているのが実情であった。このため、同じ海域であっても、対応の遅れや放置によって、ごみが堆積し続ける可能性も否定できない状況であった。

こうしたことから、「海岸漂着物処理推進法」では、漂着ごみ管理における責任の所在を明らかにし¹、その上で、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務について定め、それぞれが主体的に関わり、また連携することの必要性を明示している。さらに、海ごみ対策の推進に必要な財政上の措置については国がこれを行うとした上で、海ごみの“円滑な処理”と“発生抑制”のための基本理念を示している。ただし、同法が対象とする海ごみは“海岸漂着物及び海岸に散乱しているごみ、その他の汚物または不要物”とされており、海底に蓄積されたごみ（海底ごみ）や河川ごみなどはその対象となっていない。

また、発生抑制策については、その検討も緒についたばかりであり、同法に基づき策定された「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針」においても、現段階で、個別、具体的に踏み込んだ効果的な対策が盛り込まれているとはいえない。

ここでは、こうした状況や第 2 章に記述した「海洋ごみに係る対策の現状」をふまえ、我が国における海洋ごみ対策の今後のあり方について、検討を行った。

¹: 「海岸管理者等は、その管理する海岸の土地において、その清潔が保たれるよう海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講じなければならない」（海岸漂着物処理推進法第 17 条）

1. 海洋ごみの現状やメカニズムの把握

どこで、どのくらい、どんな種類のごみが発生しているのかを知らなければならないことから、海洋ごみ対策はスタートする。しかし、これら情報の収集には、長期間に及ぶ体系的な調査と実施機関（組織）、多額の費用が必要となるため、決して容易なことではない。

第2章「3. 対策・取り組みの問題点・課題」をふまえ、海洋ごみの適切な現状把握における今後のあり方について以下のとおり提案する。

〔現状把握における問題点・課題〕

- ・主体ごとに異なるモニタリング方法
- ・人が入れない海岸における実態の把握
- ・海洋ごみ問題に対する認識の不足

⇒ 〔対策のあり方〕

○海洋ごみの適切な現状把握

〔現状把握における問題点・課題〕

- ・主体ごとに異なる海洋ごみモニタリング
- ・人が入れない海岸における実態の把握

⇒ 〔対策のあり方〕

○モニタリング手法の確立

〔現状把握における問題点・課題〕

- ・主体ごとに異なる海洋ごみモニタリング

⇒ 〔対策のあり方〕

○モニタリング体制の整備

〔現状把握における問題点・課題〕

- ・把握できていない海洋ごみのメカニズム

⇒ 〔対策のあり方〕

○海洋ごみメカニズムの把握に向けた調査・研究の推進

問題点・課題と海洋ごみ対策の今後のあり方（1）

1-1 海洋ごみの適切な現状把握

海洋ごみ問題が環境問題として広く認識されるためには、その空間的、時間的広がりを把握し、その被害・影響の大きさを適切に把握する必要がある。

➤ 空間的、時間的広がりの把握

ごみの実態がわからなければ、海洋ごみ問題の重大性の認識につながらず、また、効果的で実効性のある対策を検討・立案・実行することが困難になることから、海洋ごみの現状を定期的・継続的な監視により追跡し、その空間的、時間的広がりを把握する（モニタリングデータの取得・蓄積）必要がある。

➤ 海洋ごみ被害の把握（定量的な評価の導入）

海洋ごみ問題の大きさがわからないままでは、対策の必要性・緊急性に関する議論に至らず、結果として、対策の遅れにつながるものが懸念される。このため、海洋ごみ対策を検討し、また、各種対策実施後における効果を把握・検証するためにも、海洋ごみ被害の大きさをある程度定量的な指標により評価していくことが重要となろう。

例えば、各種海洋ごみ対策に係る費用が国や自治体の予算に占める割合で海洋ごみ被害の深刻さを評価する方法や、イギリスの海洋汚染モニタリング管理グループ²が発表している手法などが考えられるが、手法の導入にあたっては詳細な検討が必要である。

【UK “The Impacts of Marine Litter” による海洋ごみ被害の定量化】

2002年5月、イギリスの海洋汚染モニタリング管理グループ（MPMMG）は、海洋ごみに起因する問題を多面的にとらえ、海洋ごみがイギリスの国益に与える影響を経済的な観点から数値化するための手法を発表した。

同手法は、海洋ごみに起因する問題を漁業活動や観光業などに与える影響など多面的にとらえ、それらを貨幣価値に置き換えて評価するというものである。ただし、生態系への影響など、一部、貨幣価値をあてはめることが困難な分野も残されており、今後そうした分野での経済的価値を評定することが必要であるとしている。

なお、NPECでは、同手法を参考として、平成19年度に長崎県対馬をテストケースとして、海洋ごみの漂流・漂着をめぐる問題の深刻度に関する経済的評価（数値化）に関する検討を行っている。

² : 1974年にイギリス環境省によって設立。あらゆる政府組織からの代表者で構成され、環境汚染モニタリングの責務を有する管理組織。

1-2 モニタリング手法の確立

モニタリング調査の実施にあたっては、現在、国や研究者、民間団体、NGO等の各団体がそれぞれ独自の方法で行っている調査に共通化する手法を導入し、統一的に扱えるようにすることが望ましい。これにより、複数地点間における海洋ごみの比較が可能となり、時間的・空間的变化を追跡することも容易となる。

なお、こうした手法の確立においては、調査実施団体の活動の目的や趣旨を尊重し、効果的・効率的な海洋ごみ対策の実施に向けた第一歩であるとの認識のもと、我が国のレファレンスとなる共通の仕様を構築し、これを既存の活動に取り入れるなどのアプローチが現実的である。

▶ モニタリング手法の統一化に向けた取組み（標準手法の導入）

海洋ごみ対策を検討する上での基礎的な情報基盤とすることを目的として、海洋ごみモニタリングに係る標準的な仕様を決定する。

この標準仕様は、世界的なデータ比較性を確保するためにも、UNEP等で検討されている標準的仕様を踏まえたものである必要があり、国が実施するモニタリング等で示されることが期待される。

▶ 人が立ち入りにくい場所でのモニタリング手法の確立

海洋ごみによる汚染の実態が不明であることの要因の一つに、日常人の目に触れにくく、また、NGOなど一般の調査団体が立ち入ることが困難な場所にたまったごみの現状が不明であることがあげられる。

こうした場所にたまったごみは台風などの災害に乗じて再び海洋環境に流出する恐れがあり、この先、新たな汚染源となる可能性を有している。そのため、効果的・効果的な海洋ごみ対策を検討・実施する上で、その実態を捉えておくことが重要となる。よって、今後は、航空機や人工衛星によるリモートセンシングの活用など、人が立ち入りにくい場所でのモニタリング手法の確立に向けた検討が必要である。

▶ 調査地点の適正な配置等に係る検討

モニタリング調査を今後の対策と関連づけて継続的かつ効果的に実施していくためには、調査地点の代表性等を踏まえ、調査地点の配置や調査時期等に関する検討も必要である。

【国際的にデータ比較が可能な標準化した海洋ゴミ調査ガイドライン】

現在実施されている各モニタリング活動においては、サンプリング手法や分類方法が異なることから、国連環境計画（UNEP）及びユネスコ政府間海洋学委員会（IOC）では、活動間のデータ比較が可能なよう標準化した海洋ゴミ調査ガイドライン（UNEP/IOC Guidelines on Survey and Monitoring of Marine Litter）を策定している。なお、同ガイドラインは、海洋ゴミの調査と監視の実践的かつ実用的な統一ガイドラインを提供するもので、以下の4種類の運用ガイドラインから構成されている。

<海洋ゴミ調査・モニタリングガイドラインを構成する4種の運用ガイドライン>

- ・包括的な漂着ゴミ評価のための運用ガイドライン
- ・海底ゴミ評価のための運用ガイドライン
- ・漂流ゴミ評価のための運用ガイドライン
- ・漂着ゴミの迅速評価のための運用ガイドライン

<各ガイドラインの概要（記述項目）>

各ガイドラインの記述項目は概ね共通しており、

- ・調査場所の選定と特長づけについて
- ・サンプリング単位について
- ・サンプリング頻度について
- ・データシートについて
- ・品質保証について
- ・データ管理について

などとなっている。

* : <http://www.unep.org/regionalseas/marinelitter/publications/>

1-3 モニタリング体制の整備

モニタリング調査の実施にあたっては、行政と地元住民・漁業関係者・ボランティア・研究者等のそれぞれがそれぞれの立場でできること・役割を認識し、これらが連携・協力しながら、一体となって調査を継続していける体制を構築することが重要である。

また、調査の実施にあたっては、こうした市民参加の側面がある一方で、精度管理上の配慮も必要であることから、知識・経験のある調査員が不可欠であり、研修などにより、調査員の育成を計画的に図っていくことも必要である。

1-4 海洋ごみのメカニズムの把握に向けた調査・研究の推進

効果的・効率的な対策の実施に向けては、発生源の状況や漂流、漂着の過程を含めた海洋ごみ全体のメカニズムを明らかにすることが必要である。海洋ごみの原因究明のための

調査や海域における漂流シミュレーション調査等を推進し、知見の向上、シミュレーション精度の向上等を図り、発生源と被害の因果関係を明らかにし、海洋ごみの発生抑制策の検討、実施を図っていく必要がある。

このため、国レベルにおいては調査研究に対する助成事業や各種の競争的研究資金において、海洋ごみ問題への対応を拡充するといったことが考えられる。また、各都道府県においても、所管の地域を対象にして、海洋ごみのメカニズム把握に向けた各種調査・研究を進めることが期待される。

【漂流・漂着メカニズムの解明に関する最近の動き】

漂流・漂着メカニズムの解明に関する研究の一つに、「市民と研究者が協働する東シナ海沿岸における海岸漂着ゴミ予報実験（東シナ海海ゴミプロジェクト）」がある。

同プロジェクトでは、漂着物（特にゴミ）がどこを流れ、いつ、どこに、どの程度漂着しているのかを調査・分析、さらに漂流ブイ、航空機、短波レーダーを用いて、いつ、どこに、どの程度ゴミが漂着するのかを予測、天気予報のようにゴミの漂着予想ができるようになることを目指している。

愛媛大学が中心となり、九州大学、東京大学、国交省、経産省、JEAN、長崎大学、それに地元の方々が加わって行われており、現在、同プロジェクトのホームページでは、長崎県西部、五島列島福江島の八朔鼻をモデル海岸とする海岸漂着ゴミ予報を公開している**。

* : 東シナ海海ゴミプロジェクトホームページ (<http://www.umigomi.com/>)

** : 現在は、あくまでも研究プロジェクトの一環としての試験的なものとして公開。

2. 海洋ごみ回収・処理システムの確立

海洋ごみの回収にあたっては、各都道府県における海岸漂着物処理推進法等に基づく、漂着ごみ回収（・処理）の枠組みを基本とし、誰もが容易に参加できる仕組みづくり、活動を財政面で支える仕組みの構築が重要となる。また、回収したごみの処理にあたっては、塩分や異物が付着したごみを、リサイクルを含め、どのように処理していくべきか、適正処理システムの構築に向けた検討が必要である。

第2章「3 対策・取り組みの問題点・課題」をふまえ、海洋ごみ回収・処理システムの構築に関する対策の今後のあり方を以下のとおり提案する。

〔回収・処理における問題点・課題〕

- ・回収の担い手の確保
- ・人力による回収の限界

⇒〔対策のあり方〕

○海洋ごみ回収体制の構築

〔回収・処理における問題点・課題〕

- ・離島等における現地処理・処分の限界

⇒〔対策のあり方〕

○海洋ごみ適正処理体制の構築

〔回収・処理における問題点・課題〕

- ・離島等における現地処理・処分の限界
- ・回収・処理を困難にする海洋ごみの性質

⇒〔対策のあり方〕

○海洋ごみ有効活用（リサイクル）システムの検討

〔回収・処理における問題点・課題〕

- ・回収・処理費用の確保

⇒〔対策のあり方〕

○国による支援制度の整備

〔回収・処理における問題点・課題〕

- ・危険な海洋ごみへの対応

⇒〔対策のあり方〕

○危険ごみへの対応体制の構築

問題点・課題と海洋ごみ対策の今後のあり方（2）

2-1 海洋ごみ回収体制の構築

海洋ごみの回収には、迅速的な対応だけでなく、日常的な清掃活動においても、地元住民や漁業関係者、ボランティアの協力が不可欠であることから、行政（海岸管理者）・関係者の連携のもと、誰もが容易に活動に参加できる仕組みづくり（人材確保のための仕組みの構築）、漂着ごみの効果的な清掃方法等について検討していく必要がある。

▶ 市民参加による海岸清掃等の推進（国民ぐるみの社会貢献）

多くの一般参加者を集って行う市民参加型の海岸清掃は、調査・研究型のモニタリングとは違い、参加者が汚染の実態とその影響を知り、また、問題の当事者であることを認識する場として活用し、参加者自身がそれぞれの立場で今できることを着実に実行していく場とすることが重要である。

また、ひろく海岸等の清掃の必要性を周知し、社会貢献活動としての認知を向上させ、企業等でのボランティア活動への理解、支援など、我が国社会全体として、市民による清掃活動を推進していく必要がある。

さらに、市民への清掃活動への意欲を継続させるため、例えば、国民運動として展開していくなどの仕掛けや既存の河川、公園等の陸域の「ごみ拾い活動・運動」との連携を図ることも必要である。

▶ 漂着ごみの早期回収・定期回収

漂着ごみの回収にあたっては、漂着物のそれ以上の劣化や破片化が進んだり、再び海へと流れ出したりしないうちに、できる限り迅速に回収することが望まれ、また、漂着量が著しい海岸等においては、定期的な回収に努めることが望ましい。

（早期回収のメリット）

地域住民による日常的な回収により早期回収が可能となれば、リサイクル材としての適用可能性も高まり、処分場の延命や焼却処分に伴う温室効果ガスの排出抑制にもつながると期待される。

（定期回収のメリット）

漂着量が著しい海岸等においては、定期的な回収を行い、一回あたりのごみ回収量を減らしていくことで、処理施設にかかる処理の負担を分散できる可能性がある。これにより、規模的・性能的に、一度に大量のごみを処理できない既存の小規模施設においても、日常的な処理の中での対応が可能となり、処理費用の低減につながることを期待される。

▶ 人が立ち入りにくい場所での漂着ごみ回収

定期的な清掃等が行われている海岸の多くは、海水浴場をはじめとして、人がたくさん訪れる場所に限られており、崖下の海岸や岩場等のように、日常人の目に触れにくく、また、一般的に人が立ち入ることが困難な場所にたまったごみは放置されたままである。また、これらは、台風などの災害に乗じて再び海洋環境に流出する恐れがあり、新たな汚染源となる可能性を有していることから、その回収・処理体制を整備していく

ことが必要である。なお、陸上からのアクセスが困難な場所では、船舶を利用した海上からのアクセス及び回収ごみの搬出となるため、地元漁業者等の協力が不可欠であり、また、活動に必要な費用の確保が重要となる。

➤ **効果的、効率的な漂流ごみの回収**

海面を浮遊するごみについては、国等で有する既存の海面清掃船を最大限に活用する。なお、海面清掃にあたっては、当該海域の漂流・漂着メカニズムをもとに、気象条件の変化等に対応した浮遊ごみの移動予測技術を開発・確立し、効果的な回収に努めることが有効である。

➤ **海底ごみ回収に向けた調査・検討**

海底ごみについては、その分布、実態に不明な点が多く、現状では、効率的・効果的な回収は容易でない。また、一般の清掃活動で回収することは技術的に困難であることから、対策の実施にあたっては、現場海域の状況を熟知している漁業者等の協力が不可欠である。

瀬戸内海など一部の地域では、すでに漁協による海底清掃のほか、小型底曳網漁業に従事する漁業者が日常の操業の中で混獲したごみの処分を行うといったシステムが構築されており、一定の成果もあげていることから、同システムなどを参考に、全国規模の海底ごみ対策について検討していく必要がある。また、回収したごみの処理・処分には費用が必要であり、場合によっては、漁網の損傷補償等も必要になり、全国的、継続的な展開に向けては、財源の確保や行政による処理施設への搬入・処理を含む、処理体制の構築について検討が必要である。

このほか、海底に散在するごみの探査方法についても今後検討が必要である。

【市民を巻き込んだ清掃活動や海洋ごみ問題への取組みの推進例】

財団法人環日本海環境協力センターでは、市民自らが海洋ごみ問題を考え、身近な取組みを進めていくために、「海洋ごみアクション」を提唱し、イベント等で市民への周知を図るとともに、対岸諸国を含む環日本海地域の自治体に紹介し、賛同する取組みを働きかけている。

「海洋ごみアクション」(スローガンの例)

～ひとつの海 足元から地球へ～

私たちの海は、世界中の海と繋がっています。足元に落ちているごみが、やがて地球を巡り、世界中に行き着きます。まずは、足元から行動を起こし、地球全体に拡げましょう。

- 捨てない ・・・ ポイ捨て、投げ捨てしない。ごみの投棄のない社会にしよう。
- きれいにしよう ・・・ 河川、海岸や身近な場所をきれいに(清掃)しよう。
- 考えよう ・・・ 清掃活動、海洋ごみに関する調査や学習の機会に参加し、海洋ごみ問題の解決のためにみんなで考えよう。

2-2 海洋ごみ適正処理体制の構築

ボランティアによる清掃活動等により回収したごみの処理・処分が円滑に進むよう、地域の現状をふまえた適正なごみ処理体制を構築する。

とりわけ、離島部のように、地域内で海洋ごみを処理・処分することができず、域外の処理施設に処理・処分を委託しているところでは、運搬費を含めた処理費用が自治体の大きな負担となっていることから、処理コストの低減が急務となっている。今後、処理コストの低減に向けた発泡フロートの減容化や域内施設の改修、広域的な連携に向けた効率的な運搬方法の確立などについての検討が必要である。

2-3 海洋ごみ有効利用（リサイクル）システムの検討

海洋ごみにはさまざまな素材のものが混在している、また、汚れや塩分等が付着している、材質の劣化が進んでいる等の理由からリユース・リサイクルといった有効利用への障害は多いが、現場と行政、メーカー関係者等が一体となって海洋ごみリサイクルに取り組んでいくための技術開発や枠組みづくりを進めていくことが必要である。こうしたシステムの構築にあたっては、回収されるごみの種類や量などは地域によって異なることから、周辺他地域との連携も見据えつつ、地域の現状を適切に把握する必要がある。

2-4 国による支援制度の整備

海洋ごみの回収・処理が継続的、かつ、円滑に進むよう、地域住民やボランティア団体、漁業者等による清掃活動を支援するための仕組み・制度を整備する。

具体的には、各主体が行う海洋ごみの回収・除去作業に必要な資材等の提供、活動参加者の活動に係る保険等の事務的経費の支援、回収したごみの運搬・処理にかかる費用の負担など、様々な活動支援策について検討が必要である。特に、地域グリーンニューディール基金が終了する平成 24 年度以降、これに替わる国による地方支援策を確保するとともに、市民ボランティアによる清掃活動を支援、推進する仕組みが必要である。

2-5 危険ごみへの対応体制の構築

医療系廃棄物や爆発物などの海岸に漂着する危険ごみへの対応について、市民等へ周知徹底するとともに、危険物漂着時の住民周知等の危機管理を含む、その対応・適正処理体制を構築し、地域住民及び海岸来訪者の健康被害の防止を図る必要がある。特に、清掃活動に参加する市民ボランティアへの周知を徹底し、事故を防ぐ必要がある。

3. 海洋ごみ管理に向けた発生抑制対策の推進

海洋ごみの回収・処理システムが構築されたとしても、それはあくまで現状のごみに対する適応・緩和策であり、問題の根本的な解決に向けては、海洋ごみの発生を未然に防止すること、すなわち、発生抑制対策（発生源対策）が必要不可欠である。また、一旦、ごみを海洋に流出、広範囲に拡散させ、回収に多大な労力・コストをかけるよりも、陸域の段階で回収してしまうこと、また、ごみを発生源段階で抑制することが、結果的に対策コストが少なくなる可能性が高く、今後、海への流入防止策を含む上流側の発生抑制策を検討していくことが重要である。

第2章「3 対策・取り組みの問題点・課題」をふまえ、海洋ごみの発生抑制に関する対策の今後のあり方を以下のとおり提案する。

〔発生源対策における問題点・課題〕

- ・発生源(汚染原因者)に関する情報の不足
- ・求められる漁業系ごみ対策
- ・把握できていない陸域からのごみの挙動

⇒〔対策のあり方〕 ○ごみ流出の未然防止策

〔発生源対策における問題点・課題〕

- ・求められる漁業系ごみ対策
- ・把握できていない陸域からのごみの挙動

⇒〔対策のあり方〕 ○普及啓発、環境教育・学習の推進

〔発生源対策における問題点・課題〕

- ・求められる漁業系ごみ対策
- ・把握できていない陸域からのごみの挙動

⇒〔対策のあり方〕 ○規制や監視の強化

〔発生源対策における問題点・課題〕

- ・求められる漁業系ごみ対策
- ・把握できていない陸域からのごみの挙動

⇒〔対策のあり方〕 ○製品、容器等に対するデポジット制度の導入

〔発生源対策における問題点・課題〕

- ・発生源(汚染原因者)に関する情報の不足
- ・求められる漁業系ごみ対策
- ・把握できていない陸域からのごみの挙動
- ・越境する海洋ごみ

⇒〔対策のあり方〕 ○国際的に協調した対策の推進

問題点・課題と海洋ごみ対策の今後のあり方（3）

3-1 ごみ流出の未然防止策

➤ 流失漁具、廃漁具対策の仕組み・制度の検討

漁業系ごみへの対応としては、IDタグなど使用者を特定できる標識や装置を取り付けるなどにより、使用者に漁具の管理を徹底し、漁具の購入から廃棄に至るまで、その取扱いに責任を持つよう意識付けする仕組みを検討することが、まず必要である。さらに、漁具を逸失した場合に、回収事業に対する費用負担をするなどの仕組みも併せて整備することが望まれるが、漁業者に過度の負担を強わず、当面、実施可能な制度を検討する必要がある。

使用済みの廃漁具の処理・処分にあたっては、漁具製造者が中心となって、適切な回収・処理（リサイクルを含む）体制を構築しておくことが重要であるとともに、生分解性漁具の開発・利用を推進することも必要である。

➤ 流域管理の考え方による陸域起源ごみの防止対策

多くの海洋ごみが河川・海岸を通じて海域に流入していることから、今後は、海岸線を有する自治体だけの問題としてだけではなく、上流域の自治体も含めた地域（流域）全体の問題としてこの問題を認識し、河川等に捨てられたごみの海域への流出を防止する必要がある。

そのためには、まず、流域の自治体や河川・海岸・港湾を管轄する関係機関が、海洋ごみ問題について連携できる体制を構築することが必要である。当面、海岸漂着物処理推進法に基づき、都道府県が設置する「海岸漂着物対策推進協議会」には、このような観点から、関係者が参画することが期待される。また、都道府県が策定する「地域計画」においても、流域管理的な考えにたった、海岸漂着物対策が盛り込まれることが期待される。

こうした流域管理的な対策として、韓国には、流域責任管理制度の実績があり、我が国においても、上流域の関係者が汚染負荷に応じて、費用負担や役割分担を担うという仕組みが構築されることが望まれるが、現状では、海洋ごみに対する社会の理解は深まっておらず、実現は簡単なことではない。当面、海岸清掃活動に上流域の市民や関係者が参加（参画）するなど、現状でも実施可能な取組みから進めて、まずは、こうした概念に対する社会的な認知を高めていく必要がある。

➤ 製品製造者の対策推進

現在生産されている製品の多くが、自然には分解されにくいものである。プラスチック製品をはじめとする石油化学製品やアルミ製品などは、腐食しにくいという性質から広く普及したが、その反面、自然界に放置されるとそのままの形でそこに蓄積し続け、さまざまな問題を引き起こす。

製品製造者は拡大生産者責任（EPR：Extended Producer Responsibility）³³の考え方により、ごみの発生しにくい（リサイクル可能な）製品の開発・使用、生分解性プラスチックなど環境に優しい素材・製品の開発・使用を積極的に推し進めていくことが必要である。

▶ **ライフスタイルの見直し**

「大量生産、大量消費、大量廃棄」という社会経済システムは、私たちに便利で豊かな生活をもたらした反面、使い捨てやごみ問題への関心・モラルの低下を招いた。この結果、現在のようなごみの氾濫が生じたと考えられることから、国民一人ひとりが「使い捨て」から「ものを長く使う」というライフスタイルへの転換をはかり、ごみを出さない、ごみになるようなものを買わない（グリーン製品の購入）といった環境に優しいライフスタイルを実践していくことが必要である。

▶ **医療系廃棄物の適正処理**

海岸でしばしば発見される使用済み注射器（注射針）などの医療系廃棄物の中には、薬品が残存していたり、血液や体液に汚染されたものもあり、細菌感染症やウイルス感染症を引き起こす恐れもある。

このような危険性から、医療機関等においては、こうした廃棄物の管理を徹底し、適正に処理・処分されるよう責任を持った対応が必要である。また、最近では、家庭で使用される医療器具等もあるので、国民に対しても適切な処分を働きかけていく必要がある。

3-2 普及啓発、環境教育・学習の推進

海洋ごみの多くが日常生活に密接したごみを起源にしていることから、全ての人々が海洋ごみ問題の現状を理解し、対策の重要性を認識して、自発的かつ積極的に問題発生防止に努めていくことが望まれる。このためにも、インターネットなどの情報媒体を介したモニタリング結果の公表や学校教育・各種教育プログラムなどを通じて、海洋ごみ問題に対する国民の関心をより一層喚起していくことが必要である。

この観点からも、市民参加型の海岸清掃や漂着ごみ状況の調査は、海洋ごみに係る体験型の環境教育・学習プログラムとして推進されるべきである。

3-3 規制や監視の強化

陸上・海上を問わず、ごみを投棄することは、法令により禁止されている不法な行為である。しかしながら、山林等に不法に投棄されるごみは未だ後をたたず、おそらく、海上における投棄も少なくないものと推察される。こうしたことから、関係法令の罰則をいっ

³³：生産者が製品の生産・使用段階だけでなく、廃棄・リサイクル段階まで責任を負うという考え方。

そう強化することや、法令の周知徹底を図ること、関係機関が密接に連携し、監視・取り締まりの強化を図ることが必要である。

3-4 製品、容器等に対するデポジット制度の導入

デポジット制度とは、あらかじめ製品価格に一定の金額を預かり金（預託金、デポジット）として上乗せして販売し、使用後に同製品が返却された時に預託金を返却する（返却しなければ預託金は戻らず、その分は回収処理費に充てられる。）というものである。我が国では、飲料ガラス瓶を対象に実施されており、最近では、法令に基づき、自動車のリサイクルにも適用されている。海洋ごみ対策としては、環境への影響の大きい製品やリサイクルの推進が特に求められる製品（漁具等）や既存の商品流通の中に、返却システムを組み込みやすい容器等（食品、飲料等）を中心に、デポジット制度を適用することが望まれ、今後、環境保全上の効果や国民経済へ与える影響等の観点から導入に向けた検討を進めることが必要である。

普及啓発等により国民の意識に働きかけ、自主的な行動を促す対策手法には、おのずと限界があり、海洋ごみ対策分野においても、デポジット制度のような、市場メカニズムを前提とし、経済的インセンティブの付与を介して、主体の経済的合理性に沿った行動を誘導する手法を検討する必要がある。

3-5 国際的に協調した対策の推進

▶ 地域海における対策の推進

（北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）など）

海洋ごみは、越境性を有しており、その起源は海外に由来するものも多いことから、地方公共団体としての取組みには限界があり、国が主導して国際社会で対応することが不可欠である。

まずは、国連環境計画が提唱している「地域海」の範囲において、関係各国が連携し、この問題の解決に向け取り組んでいくことが必要である。そのために国は、関係国間の政策対話を推進するとともに、北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）をはじめとする国際的な枠組みのもとでの協働等を通じ、連携・協力体制を構築し、強化していく必要がある。具体的には、海洋ごみのモニタリングや発生抑制対策分野の取組みについて、関係国が地域内で一致して実施していくことが期待される。

一方で、海外由来のごみの大量漂着や医療廃棄物等の危険ごみの漂着が確認された場合などには、関係国に対し、すみやかな原因究明と再発防止の申し入れを行うなど、直接の関係国との協議や働きかけも必要である。

➤ **市民や地方自治体における相互理解の促進**

特に日本海を取り巻く地域において、地方自治体間で、環境に関する交流事業が実施されている。海洋ごみ問題も、この地域の各自治体における共通課題となっており、各自治体の市民が参加する「海辺の漂着物調査」のような共同交流事業が実施されている。

こうした事業は、中央政府レベルでの国際的な取組みとは異なり、直ちに海洋ごみ問題の改善に寄与する成果にはつながらないかもしれないが、この地域の地方自治体や市民が、海洋ごみの状況や海洋ごみ対策について、相互に理解を深めることに寄与しており、海洋ごみ問題の国際越境性を考慮し、今後も推進していく必要がある。

4. その他の取組み、分野横断的推進方策ほか

前述した「海洋ごみの現状やメカニズムの把握」、「海洋ごみ回収・処理システムの確立」、「海洋ごみ管理に向けた発生抑制対策の推進」に含まれない、その他の対策や分野横断的な推進方策等について、今後のあり方を以下のとおり提案する。

⇒〔対策のあり方〕

- 海洋ごみ情報基盤の整備
- 市場メカニズムを利用した経済的手法の検討
- ベストプラクティスモデルの全国展開

海洋ごみ対策の今後のあり方（4）

4-1 海洋ごみ情報基盤の整備

インターネット等を利用した情報基盤を整備し、これまで各主体が実施してきた漂流・漂着ごみモニタリングの結果や各地で実施されている海洋ごみ対策の事例等を整備する。

これにより、国や地方公共団体、民間団体・研究者等関係者間における成果の共有が可能となり、全国的な情報交換の場として活用することで、海洋ごみ問題の解決に向け、関係者間のより一層の連携の強化が図られるものと期待される。

さらに、漂流・漂着ごみの現状を広く世間一般に公表することとなり、問題の認知度が高まり、漂流・漂着ごみ問題への人々の関心を喚起することが期待できる。

4-2 市場メカニズムを利用した経済的手法の検討

海洋ごみ対策の検討にあたっては、デポジット制度のように、市場メカニズムを前提とした経済的手法について、検討する必要がある。

例えば、海洋ごみ被害の著しい地域を抱え、海洋ごみ対策に取り組むための財源の確保が困難な自治体においては、入島税や環境協力税といった法定外目的税を導入し、税収を海岸清掃や回収した海洋ごみの処理・処分のための環境整備費用に充てることが考えられる。

実際に、沖縄県の伊是名村⁴や山梨県の富士河口湖町⁵など一部の地域では、すでに法定外目的税を導入し、その税収を海岸や湖畔の環境美化費用に充てている事例があり、一定の成果もあげていることから、これらの事例も参考に、海岸の管理システムについて検討していくことが望まれる。

4-3 ベストプラクティスモデルの全国展開

海洋ごみの対策の検討にあたっては、河川流域等の一定のまとまりを持った地域、海岸をモデル地域として全国数か所選定し、現状把握、回収・処理、発生源対策の各対策分野におけるケーススタディを実施し、対策の評価、検討に活用していくことが考えられる。

さらにこうした中から、特に優れた取り組み（ベストプラクティスモデル）を選定し、全国に展開させていくことが望まれる。

⁴ : 伊是名村では、2005年4月より、離島である伊是名村に入るすべての人（住民を含む）から1回100円の環境協力税を徴収し、その税収を村内の環境美化などの費用に充てている。

⁵ : 富士河口湖町では、河口湖を訪れる釣り客に対し、同湖で釣りをする場合、遊漁料とは別に、遊漁税（200円）を別途徴収しており、その税収を駐車場やトイレの整備、湖畔清掃の費用などに充てている。

